

2024 年度(令和 6 年度入学生用)

鹿児島大学農学部・水産学部連携
国際食料資源学特別コース
履修の手引き



目 次

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	1
1 助言指導体制について	3
2 カリキュラムの概要	4
(1) 特別コースにおける授業科目の区分	4
(2) 卒業に必要な修得単位	7
(3) 履修計画	7
(4) 進級の要件	7
3 履修課程表	9
(1) 国際食料資源学特別コース履修課程表 (必修、選択1-a、選択1-b)	9
(2) 農学部開講科目一覧 (選択2)	12
(3) 水産学部開講科目一覧 (選択2)	16
4 履修上の注意	19
(1) 履修について	19
(2) 試験及び成績の評価について	21
5 英語力強化のためのカリキュラム	22
6 卒業プロジェクトについて	23
7 インターンシップについて	24
8 教育職員免許関係	25
(1) 高等学校教諭一種免許状 (農業)	25
(2) 高等学校教諭一種免許状 (水産)	29

別添資料：

関係規則	33
○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則	
○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける技能 審査合格者等の単位認定規則 等	

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

国際食料資源学特別コースでは、東南アジア、南太平洋・アフリカを中心とした国際社会を対象として、食料資源の持続的生産とその合理的利用の分野の専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画し、国際社会に貢献できる人材を養成しています。農学部と水産学部の連携で設置されているコースです。以下に、農学部及び水産学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等を示します。

教育目標

【農学部】

農学部では、多様な自然環境と生物資源に恵まれた鹿児島の地域特性を活かした主体性重視の実践教育及び分野横断型農学 DX 教育により、我が国の持続可能な農林食産業の発展と地域の課題解決に農学総合力と専門性を持って果敢に取り組み、新時代を自ら切り拓くことができる人材の育成を教育目標にしています。

【水産学部】

水産学部は専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備えた水産技術者を社会に送り出すために、以下の教育目標を掲げます。

1. 鹿児島から東南アジア・南太平洋を含む水圏をフィールドとして、水産資源の持続的生産とその合理的利用及び水圏環境の保全・管理の分野の専門知識を修得した人材の育成
2. 豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画する人材の育成
3. 地域社会と国際社会に貢献できる進取の精神を持った人材の育成

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

◆国際食料資源学特別コース

鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースは、農学部並びに水産学部が示すディプロマ・ポリシーに基づき、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学位を授与します。

1. 国際的な食糧資源問題の解決に取り組む専門家に必要な、農学・水産学の基本的な知識・技術を体系的に修得し、実践的に運用できる能力
2. 農学・水産学の専門家として必要な知識・技術を英語で運用できる能力
3. 豊かな世界観と倫理観を持ち、農学・水産学の専門家として国際社会に貢献できる能力
4. 農学・水産学の専門家として必要な思考力を身につけ、グローバル化する産業社会の課題に取り組む能力

【農学部】

鹿児島大学農学部は、全学の学位授与方針及び農学部の教育目標に鑑み、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学位を授与します。

1. グローバルな視点を持ち地域の農林業及び食品・生命科学関連産業を取り巻く様々な課題に積極性・主体性・協調性をもって果敢に取り組むことができる能力
2. 農林業及び食品・生命科学関連産業に関する専門的な知識を有し、多様なコミュニケーション能力を備え、他者と協働する能力
3. 関連産業が直面する課題を俯瞰的に捉え、専門知識と先進技術を駆使し、持続可能な農林業及び食品・生命科学関連産業の発展、地域社会の課題解決に貢献することができる能力

【水産学部】

鹿児島大学水産学部は、全学の学位授与の方針及び水産学部の教育目標に鑑み、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学士の学位を授与します。

1. 地域・国際両面で資源・環境・食料分野に強い水産技術者に必要な、教養と基本的な知識を体系的に運用できる能力
2. 水産学の各専門分野における、実践的で高いレベルの知識・技術を運用できる能力
3. 水産技術者として十分な基礎学力をもち生涯学び続けることができる能力
4. 水産技術者として必要な英語を運用できる能力
5. 水産技術者として実務に必要な情報処理ができる能力
6. 水産技術者として実務に必要なレベルの報告書作成・プレゼンテーション、および問題解決型の業務ができる能力
7. 水産技術者として倫理観に基づいた必要なレベルの現場対応ができる能力
8. 水産技術者として適切な倫理観、判断力及び職業観に基づく協働（チームワーク）ができる能力
9. 水産技術者としての意識と思考力を活用し、地域や国際社会の課題に果敢に取り組むことができる能力

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

◆国際食料資源学特別コース

鹿児島大学農学部、水産学部及び農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースの学位授与の方針に沿った人材を養成するため、以下のとおり教育課程を編成・実施します。

1. 問題の発見から解決に至るための考え方とそれを支える学術的教養と基礎知識を身に付け、実践する科目を配置します。
2. 国際社会で通用する英語力を身につけ、それを活用する英語の専門科目を配置します。
3. 国際情勢の理解と海外での活動に必要な知識を得るための科目を配置します。
4. 食料・資源問題解決に必要な農学および水産学のより専門性の高い科目を配置します。

1. 助言指導体制について

大学での学び方や履修プラン、成績に関して助言を行う教員を、農学部では「チューター」、水産学部では「助言指導教員」と呼んでいます。履修上の諸問題について真っ先に相談すべき教員ですが、「共通教育科目」については、事務を担当している学生部共通教育係に申し出てください。「専門教育科目」については、チューター／助言指導教員の他に農学部教務係、水産学部学生係に申し出てください。

1年次・2年次のチューター／助言指導教員は以下のとおりです。

◆ 農学系サブコース

チューター／ 助言指導教員名	メールアドレス	電話番号
サカガミ ジュンイ 坂上 潤一	sakagami@agri.kagoshima-u.ac.jp	099-285-8543
ムンデ ランジ フェスター ガード Mun'delanji C.M Vestergaard	munde@agri.kagoshima-u.ac.jp	099-285-3520
イケナガ マコト 池 永 誠	ikenaga@agri.kagoshima-u.ac.jp	099-285-8660
コウザイ ナオコ 香西 直子	nkozai@agri.kagoshima-u.ac.jp	099-285-8552
サカオ コズエ 坂尾 こず枝	sakaok24@agri.kagoshima-u.ac.jp	099-285-8650

◆ 水産学系サブコース

チューター／ 助言指導教員名	メールアドレス	電話番号
バスクエス A. ミゲル Vazquez Archdale Miguel	miguel@fish.kagoshima-u.ac.jp	099-286-4272
イシザキ ムネカ 石崎 宗周	ishizaki@fish.kagoshima-u.ac.jp	099-286-4232
フジモト マリコ 藤本 麻里子	fujimoto@fish.kagoshima-u.ac.jp	099-286-4163

2. カリキュラムの概要

(1) 特別コースにおける授業科目の区分

特別コースの授業科目は、「共通教育科目」、「専門教育科目」及び「教育職員免許法に定める教職に関する科目（以下、「教職科目」という。）」の大きく3つに区分されます。教職科目は、教育職員免許状を取得しようとする者が履修する科目です。教職科目については、「8. 教員職員免許関係」の章で詳述しますので、ここでは、特別コースの全学生に関係する「共通教育科目」と「専門教育科目」について説明します。

特別コースでは、低学年において、主に「共通教育科目」の授業科目を修得し、学年が進むにつれ、「専門教育科目」を中心に学習します。「共通教育科目」及び「専門教育科目」は、表2-1のように区分されます。

表2-1 科目の区分

共通教育科目	① 共通教育必修科目
	② 共通教育選択必修科目
専門教育科目	③ 必修
	④ 選択1a
	⑤ 選択1b
	⑥ 選択2

それぞれの区分について、以下に説明します。

共通教育科目（①、②）については、「共通教育履修案内」に詳しく説明されています。よく読んで履修を進めてください。

共通教育科目のなかで、特別コースを卒業するために必ず履修し単位を修得しなければならない科目は、次ページの表2-2のとおりです。*

* 外国人留学生については、共通教育必修科目が異なります。表2-6「卒業に必要な修得単位数」の外国人留学生の欄に示す単位数を満たすように履修してください。詳細は、「共通教育履修案内」を確認してください。

表2-2 共通教育科目における必修科目

① 共通教育必修科目:	
・初年次セミナー I	・初年次セミナー II
・大学と地域	・異文化理解入門
・情報活用	・英語 (I A、I B、II A、II B、III)
・体育・健康科学理論	・体育・健康科学実習

専門教育科目の③必修は、特別コースを卒業するために、必ず単位を修得しなければならない専門教育科目群です。表2-3に示す授業科目が設けられています。卒業プロジェクトについては、「6. 卒業プロジェクトについて」の章で詳しく説明します。

表2-3 必修科目

・実用英語 A	・水産学概論
・実用英語 B	・農学基礎 (農業原理)
・実用英語 C	・農業と社会
・実用英語 D	・国際経済論
・実用英語 E	・国際関係法概論
・海外研修	・国際食料関係論
・Elements of Fisheries Science	・国際食料資源学
・Elements of Agricultural Science	・国際開発学
・Agricultural Production Science	・キャリアデザイン
・Fisheries Production Science	・フィールド実習
・Agricultural Products Utilization	・養殖・水産食品加工実習
・Fisheries Products Utilization	・卒業プロジェクト

専門教育科目の④選択Iaは、農学部・水産学部で開講されている専門教育科目のうち、特別コースに関連する概論科目です。表2-4に示す授業科目が設けられています。各自の興味・関心に沿った授業科目を選択して、履修します。

表2-4 選択Ia

農学部開講科目:	水産学部開講科目:
・遺伝学	・水産海洋学
・食品化学	・水産資源科学
・食料安全生産論	・食品生命科学
・作物学 I・II	・水産経済学
・環境共生学	・世界の食料問題と持続的開発
・スマート農学入門 I・II	

専門教育科目の⑤選択Ibには、農学部・水産学部で開講されている専門教育科目のうち、特別コースとの関連性が高い専門科目と「Seminar for Food Resource Production」が設定されています。選択Ibの対象科目を表2-5に示します。各自の専門性を高めるために必要な科目を選択して、履修します。

表2-5 選択1b

農学部開講科目:	水産学部開講科目:
・植物生理学	・水産流通論
・蔬菜園芸学	・魚類学
・果樹園芸学	・栄養生理学
・植物病理学 I・II	・食品工学
・熱帶作物学 I・II	・漁具漁法学
・栽培技術論	・基礎水産資源学
・植物育種学	・水産加工経済論
・観賞園芸学 I・II	・水産マーケティング論
・農業経済学入門 I・II	・水産商品学
・食品微生物学	・藻類学
・ポストハーベスト生化学 I・II	・食品化学
・植物性食品学	・漁業管理学
・土壤科学 I・II	・種苗生産学
・植物栄養・肥料学 I・II	・水産資源生物学
・青果保蔵学 I・II	・水産食品加工・保蔵学
・農業水利環境学	・食品衛生学
・農地保全学 I・II	・応用藻類学
・農業機械学 I・II	・フードビジネス論
・害虫学 I・II	・魚病学
・キャリア4:学外研修 *	・魚類栄養学
	・インターナシップ *
・Seminar for Food Resource Production	

注:＊の科目的履修については、「7. インターンシップについて」の章を参照のこと。

注:農学部開講科目のうち「I・II」と表示された科目はIとIIの2科目を連続して履修すること。

専門教育科目の⑥選択2は、農学部・水産学部で開講されている専門教育科目のうち、③必修、④選択1a 及び⑤選択1b で示した授業科目以外の科目です。各学部で開講されている科目は、「農学部開講科目一覧 (選択2)」及び「水産学部開講科目一覧 (選択2)」のとおりです。各自の関心領域に応じて選択し、履修することができます。

(2) 卒業に必要な修得単位

鹿児島大学学則第50条及び鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則第22条に基づき、大学に4年以上在学し、所定の単位を修得しなければ卒業できません。

特別コースを卒業するのに必要な修得単位数は、上記(1)で説明した授業科目の区分ごとに定められています。卒業に必要な修得単位数を次ページの表2-6に示します。

(3) 履修計画

上記(2)で示した卒業に必要な単位数を4年間で修得するためには、計画的に科目履修を進めていく必要があります。農学部で作成している前期時間割表に国際食料資源学特別コースの時間割も記載していますので、参考にしながら、履修登録を行ってください。

なお、下荒田キャンパス(水産学部)と郡元キャンパス(農学部)間での移動には、おおよそ徒歩で20分、自転車で10分かかります。両キャンパス間での移動時間も十分に考慮して、履修科目の選択を行ってください。

(4) 進級の要件

特別コースでは、4年次への進級要件を定めています。6期終了時までに、卒業に要する共通教育科目と専門教育科目(いずれも卒業要件として認められる単位数を超えた分は含まない)の合計100単位以上を修得していない者は、4年次に進級することができません。

表2-6 卒業に必要な修得単位数

科目区分					単位数	留学生 外国人
共通教育科目	必修科目	初年次教育科目	初年次セミナー I		2	2
			初年次セミナー II		2	—
			大学と地域		2	2
			体育・健康科学	理論	1	1
				実習	1	1
		情報活用			2	2
		グローバル教育科目	英語		5	5
			異文化理解入門		2	2
		日本語 日本事情	日本語		—	4 ^{*3}
			日本事情		—	(4) ^{*4}
	必修科目単位数小計				17	19
	選択必修科目	教養基礎科目	人文・社会科学分野	選択科目	4	4
				選択科目	2	2
			基礎教育入門科目		6 ^{*1}	6 ^{*1}
		教養 活用科目	統合 I (課題発見)		4	4
			統合 II (課題解決)			16
	選択科目単位数小計				16	16
共通教育科目単位数計 ①					33	35
専門教育科目	必修				47	47
	選択 Ia				16	16
	選択 Ib				16	16
	選択 2				12 ^{*2}	12 ^{*2}
専門教育科目単位数小計 ②					91	91
合計単位数 (①+②)					124	126

注) ^{*1} 基礎生物学入門、基礎化学入門、基礎統計学入門が必修

^{*2} 16 単位を超えて修得した選択 Ia あるいは選択 Ib に指定されている科目の単位を選択 2 の修得単位として読み替えることができる。

^{*3} 日本語 (4 単位) は、履修登録単位数の上限枠に含まれない。

^{*4} 日本事情 (4 単位) は、人文・社会科学分野 (選択科目) または、教養活用科目 (統合 I・統合 2) の単位に読み替えることができる。

3. 履修課程表

(1) 国際食料資源学特別コースの履修課程表(必修、選択 I-a、選択 I-b)

表3-1 履修課程表(国際食料資源学特別コース)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
必修	実用英語 A	2	S									47 単位		
	実用英語 B	2	S											
	実用英語 C	2		○										
	実用英語 D	2			○									
	実用英語 E	2						○						
	海外研修	2			S									
	Elements of Fisheries Science	2				○								
	Elements of Agricultural Science	2				○								
	Agricultural Production Science	2					○							
	Fisheries Production Science	2					○							
	Agricultural Products Utilization	2					S							
	Fisheries Products Utilization	2						○						
	水産学概論	1	○											
	農学基礎(農業原理)	1	○											
	農業と社会	2	○											
	国際経済論	2					○							
	国際関係法概論	2				S								
	国際食料関係論	2						○						
	国際食料資源学	2		○										
	国際開発学	2		S										
	キャリアデザイン	1	○											
	フィールド実習	1				S								
	養殖・水産食品加工実習	1			S									
	卒業プロジェクト	6							○	○				
選択 I-a	水産海洋学	2	○									16 単位		
	水産資源科学	2	○											
	食品生命科学	2		○										
	水産経済学	2		○										
	世界の食料問題と持続的開発	2			○									
	遺伝学	2		△		△		△			2/4/6			
	食品化学	2		△		△		△			2/4/6			
	食料安全生産論	2					○							
	環境共生学	2		△		△		△			2/4/6			
	作物学 I・II	2				○								
	スマート農学入門 I・II	2			○									

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得数		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択I b	水産流通論	2			○							16 単位		
	魚類学	2			○									
	栄養生理学	2			○									
	食品工学	2				○								
	漁具漁法学	2			○									
	基礎水産資源学	2			○									
	水産加工経済論	2				○								
	水産マーケティング論	2				○								
	水産商品学	2				○								
	藻類学	2				○								
	食品化学	2			○									
	漁業管理学	2					○							
	種苗生産学	2					○							
	水産資源生物学	2					○							
	水産食品加工・保蔵学	2					○							
	食品衛生学	2					○							
	応用藻類学	2					○							
	フードビジネス論	2						○						
	魚病学	2						○						
	魚類栄養学	2						○						
	植物生理学	2			○									
	蔬菜園芸学	2			○									
	果樹園芸学	2			○									
	植物病理学 I・II	2			○									
	熱帯作物学 I・II	2				○								
	植物育種学	2				○								
	観賞園芸学 I・II	2				○								
	農業経済学入門 I・II	2					○							
	食品微生物学	2						○						
	ポストハーベスト生物学 I・II	2							○					
	植物性食品学	2						○						
	土壤科学 I・II	2			○									
	植物栄養・肥料学 I・II	2			○									
	青果保蔵学 I・II	2			○									
	農業水利環境学	1			○									
	農地保全学 I・II	2						○						
	害虫学 I・II	2					○							
	栽培技術論	2			○									

選 択I b	農業機械学 I・II	2				○				5又は 6期
	Seminar for Food Resource	I			○					
	<u>インターンシップ</u>	I 又は 2				S	S			
	キャリア4:学外研修	I				S	S			

注1:下線は、下荒田キャンパス(水産学部)での開講科目を示す。

注2: Sは、集中講義での実施を示す。

注3:「水産学概論」は前期の前半(第1ターム)のみ開講される。

注4:海外研修は、水産学部開講科目と農学部開講科目があり、どちらか一方を修得する必要がある。

(2) 農学部開講科目一覧(選択2)

注1:ここでの記載は履修計画を立てるための情報である。開講される授業科目及びそのシラバスは、毎ホームページで確認すること。

注2:授業科目名の後ろに*がついている授業科目は、農学科・各プログラムにおいて必修科目として指定されている授業科目である。履修登録に際して、事前に担当教員の了承が必要となる。

注3:実験や実習は基礎知識が必要な場合があるので、履修を希望する場合は必ず履修登録をする前に担当教員の了承を得ること。

注4:備考欄の「/」は「または(or)」を、「-」と「,」は「ならびに(and)」を意味する。例えば、「2/4/6」とある場合は、2期、4期、6期のいずれかで履修可能であることを示す。「履修期」欄には、履修可能な学期に△を付している。「5-6」とある場合は、5期と6期の両方の期で、また「3,5」とある場合は、3期と5期の両方の期で、履修する必要があることを示す。記載されている履修期より前の履修期に受講を希望する場合には、事前に担当教員の了承が必要となる。

注5:イタリック体は、外国人留学生対象の授業科目であることを示す。外国人留学生については、選択2の卒業要件単位数として認定する。

表3-2 農学部開講科目一覧(選択2)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得数		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	有機化学*	2			○									
	無機化学*	2				○								
	生物化学 A*	2			○									
	生物化学 B*	2			○									
	応用数学 I・II*	2						○						
	応用力学*	2			○									
	温帯林概論	2					S							
	家畜栄養学 I・II*	2			△		△				3/5			
	基礎統計学 I・II*	2			○									
	森林保護学*	2			○									
	農業気象環境学 I・II*	2					○							
	農産物価格理論 I・II*	2			○									
	木質工学 I・II*	2					○							
	応用動物行動学 I・II*	2					○							
	環境水理学*	1					○							
	耕地生態学 I・II*	1					○							
	雑草防除学	2			△		△				3/5			
	応用微生物学*	2				○								
	森林生態学*	2			○									

(12
単位)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得数		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	農業経営学Ⅰ・Ⅱ*	2			○									
	品質管理システム学Ⅰ・Ⅱ	2			○									
	酵素化学*	2				○								
	治山・砂防学Ⅰ・Ⅱ	2				○								
	森林計測学Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	森林水文学*	1			○									
	森林政策学Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	森林微生物学	1				○								
	きのこ学・真菌学	1				○								
	分析化学*	2				○								
	家畜育種学Ⅰ・Ⅱ*	2				△		△			4/6			
	家畜繁殖学Ⅰ・Ⅱ*	2			○									
	細胞分子生物学*	2				○								
	地盤環境工学Ⅰ・Ⅱ*	2				○								
	植物遺伝資源学*	2				○								
	食料経済学Ⅰ・Ⅱ*	2				○								
	生物統計学*	2			○									
	フードシステム入門Ⅰ・Ⅱ*	2		△		△		△			2/4/6			
	食品機能学*	2			○									
	有機畜産論Ⅰ・Ⅱ	2				○								
	育林学*	2					○							
	焼酎製造学*	2					○							
	飼料化学Ⅰ・Ⅱ*	2				△		△			4/6			
	日本科学事情特別講義	2					○				留学生			
	農産物流通論Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	生物的防除論Ⅰ・Ⅱ	2					○							
	農産物マーケティング論Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	農村計画学Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	景観デザイン学Ⅰ・Ⅱ	2				○								
	国際農業論Ⅰ・Ⅱ*	2						○						
	樹病学Ⅰ・Ⅱ*	2						○						
	醸造微生物学*	2						○						
	食環境微生物学*	2						○						
	食品衛生学*	2						○						
	飼料資源化学概論Ⅰ・Ⅱ	2						○						
	専門英語*	2						○	○					
	地域環境情報解析学*	2						○						

(12
単位)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	動物発生工学Ⅰ・Ⅱ*	2				○								
	農業政策学Ⅰ・Ⅱ*	2					○							
	バイオマス工学	1						○						
	文献講読	2						○			留学生			
	森林動物学Ⅰ・Ⅱ	2					○							
	質的研究方法論	2						○						
	国際森林論	2							S					
	比較環境農学Ⅰ・Ⅱ	2				○								
	国際協力農業体験講座 —東南アジアファームステイ—	2	△		△		△		△		1/3/5/ 7			
	ビジュアルデザイン演習	1						○						
	公開森林実習	1	△	△	△	△	△	△	△	△	1/2/3/ 4/5/ 6/7/8			
	樹木実習*	1				○								
	育林学実習*	1				S								
	屋久島実習	1			S									
	農場実習(集中)*	1			S	S					3-4			
	農場実習Ⅰ*	1				○								
	食品プロセス学実習	1					○							
	森林生態学実習*	1						○						
	暖地農業実習*	1			S	S								
	地域実習	1					S	S						
	農場実習Ⅱ*	1					○							
	発酵食品製造実習*	1					○	○			5-6			
	食品製造実習*	1						S						
	農場実習Ⅲ*	1						S						
	フォレスター総合実習	1						S						
	食品生化学実験*	1				○								
	食品分析化学実験*	1				○								
	植物生産学実験Ⅰ*	1				○								
	微生物学実験*	1						○						
	木質工学実験*	1						○						
	遺伝子工学実験*	1				○								
	焼酎製造学実験*	1					○							
	植物生産学実験2*	1					○							
	植物生産学実験3*	1					○							
	青果保藏学実験*	1					○							
	植物生産学応用実験*	2					○	○			5-6			

(12
単位)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	水土実験	I					○					(12単位)		
	国際食創システム学(食と健康)*	2							S	S				
	国際食創システム学(食の安全)*	2							S	S				
	協同組合を知ろう*	2						○						
	応用植物科学	I S												
	現代農業と食料・環境	I S												
	食品機能科学	I S												
	食をめぐる環境と食の安全	I S												
	焼酎発酵・微生物科学序論	I S												
	SDGsと森林	I S												
	未来の農業とスマート農業(農業ICT)	I S												
	環境フィールド演習*	I			S									
	代謝生化学*	2			○									
	食産業・地域マネジメント演習I*	I					○							
	農林産物サプライチェーン*	I						○						
	スマート農林業演習*	I						○						
	森林利用学I*	I				○								
	森林利用学II*	I						○						
	環境農学実験I*	I					○							
	環境農学実験II*	I						○						
	地域計画学I*	I					○							
	地域計画学II*	I						○						
	森林経済学I*	I			○									
	森林経済学II*	I				○								
	動物性食品学*	2					○							
	糖質科学*	2					○							
	栄養化学*	2				○								
	農林業ICT論I・II*	2				○								
	森林社会・経済演習*	I				○								
	地域計画学I*	I					○							
	地域計画学II*	I						○						
	農林業センシングI・II*	2					○							

(3) 水産学部開講科目一覧(選択2)

注1:ここでの記載は履修計画を立てるための情報である。開講される授業科目及びそのシラバスは、毎年度、ホームページで確認すること。

注2:備考欄の数字は履修期を示し、「/」は「または(or)」を意味する。「履修期」欄には、履修可能な学期に△を付している。記載されている履修期より前の履修期に受講を希望する場合には、事前の相談が必要となる。

注3:「S」は集中講義による開講を示す。

注4:「陸水学」は、前半を週1回の通常開講とし、後半は集中講義形式で実施する。

注5:「水産学とキャリア」は、前半を集中講義形式(乗船実習)とし、後半は週1回の通常開講で実施する。

注6:授業科目名の後ろに*がついている授業科目は、履修登録に際して、事前に担当教員の了承が必要となる。

表3-3 水産学部開講科目一覧(選択2)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	水圏環境保全科学	2		○										
	海洋測位学	2			○									
	海洋学	2			○									
	生化学	2			○									
	基礎測位学	2			○									
	水産基礎数学	2			○									
	水産動物行動学	2			○									
	電子工学基礎	2			○									
	日本水産業概論	2			○									
	微生物学	2			○									
	赤潮・アオコの科学	2				○								
	沿岸海洋学	2				○								
	鹿児島水産学	2				○								
	漁家経営論	2				○								
	魚類生理学	2				○								
	水産制度論	2				○								
	水質保全学	2				○								
	船舶運用学	2				○								
	浮体工学	2				○								
	分子生物学	2				○								
	無脊椎動物学	2				S								
	陸水学	2				OS						注4		
	流体力学基礎	2				○								
	応用微生物学	2					○							

(12
単位)

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
	海洋観測学	2					○							
	海洋生態学	2					○							
	海洋物理環境学	2					○							
	漁具設計学	2					○							
	水産企業論	2					○							
	水産業と倫理	2					○							
	水産政策論	2					○							
	プランクトン学	2					○							
	養殖経済論	2					○							
	公衆衛生学	2						○						
	水産資源解析学	2						○						
	水産地域論	2						○						
	生体防御学	2						○						
	先進資源利用科学	2						○						
	電波測器学	2						○						
	水産統計学演習	2			S									
	水産基礎数学演習	2				○								
	水産物理学演習	2				○								
	海洋測位学演習	2						○						
	漁具設計学演習	2						○						
	水産総合分析演習	2						S			隨時			
	プログラミング演習	2						○						
	水産学とキャリア*	1	S	○							注5			
	環境微生物・化学実習	2			S									
	公海域水産乗船実習	6			S									
	水産経済調査実習 I	2			S									
	水産資源科学乗船実習 I	1			S									
	水産総合乗船実習	3				S								
	海洋観測乗船実習 I	2					S							
	環境保全学実習	2					○							
	水圏生物科学野外調査実習	2					S							
	水産経済調査実習 II	2					S							
	増養殖学実習	2					S							
	亜熱帯域水産調査乗船実習	1					△S	△S			5/6			
	海洋観測乗船実習 II	1						S						

区分	授業科目	単位	履修期								備考	単位修得		
			1年		2年		3年		4年					
			1	2	3	4	5	6	7	8				
選択2	水産資源科学乗船実習Ⅱ	1						S						
	水産食品製造学実習	2						○						
	食品生命科学情報演習	2						○						
	沿岸域乗船実習B	1									隨時			
	沿岸域乗船実習E	1									隨時			
	沿岸域乗船実習T	1									隨時			
	水圏科学実験基礎	2			○									
	食品生命科学演習	1			S									
	資源生物学実験	2				○								
	先進生命科学基礎実験	2				○								
	食品科学基礎実験	2				○								
	水圏生物学実験I	2				○								
	増養殖学実験基礎	2				○								
	環境分析化学実験	2					S							
	資源生産学実験	2					○							
	資源利用化学実験	2					○							
	食品衛生学実験	2					○							
	食品工学実験・実習	2					○							
	水圏生物学実験Ⅱ	2					○							
	生物化学実験	2					○							
	増養殖学実験	2					○							
	微生物学実験	2						○						

4. 履修上の注意

(1) 履修について(国際食料資源学特別コース履修規則第2章関係)

1) 履修登録

特別コースの指定する期間内に、履修する授業科目を Web 登録システムにより登録する必要がある。登録に際しては、各科目のシラバスを熟読すること。

2) 各学期の登録単位数(CAP 制度)

CAP 制度は、単位制度を実質化(1 単位当たり必要な 45 時間の学修時間を確保)し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身につけることを目的として、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に履修するためにある。

特別コースでは、各学期に単位数として登録できる授業科目の単位数は、24 単位を限度とする。ただし、別途定める要件を備え、かつ本人の申し出により早期卒業の候補者として認められた学生はこの限りではありません。

また、CAP 制度の適用にあたり、農学系サブコースと水産学系サブコースの学生では以下の異なる点があるため留意すること。

【農学系サブコース】

農学系サブコースの学生のうち、以下の要件を備えた者については、各学期において4単位を上限として緩和する。

● 上限緩和の要件

上限緩和ができる者は、次の条件を満たす必要ある。

- 前学期(「休学期間」を除く)に 20 単位以上修得し、かつ、この期の学期 GPA が 3.00 以上である者

● CAP 制度の除外科目

以下の科目については、CAP 制度の除外科目(上限単位の 24 単位に含まない。)とする。

- 集中講義科目

【水産学系サブコース】

水産学系サブコースの学生のうち、以下の要件を備えた者については、各学期において6単位を上限として緩和する。ただし、上限単位を緩和する科目は、自由科目とする。

特に、教育職員免許状の取得を目指す者については、上限緩和の措置が受けられないと標準修業年限である4年間でそれらの履修または取得が困難であることから、上限緩和の要件を満たす必要があることに留意すること。

なお、外国人留学生が共通教育で履修する日本語(4単位)は、上限単位の24単位に含まない。

● 上限緩和の要件

上限緩和ができる者は、次のいずれかの条件を満たす必要があり、それぞれ2期末、4期末及び6期末において判定を行う。なお、判定は、前述の期で上限緩和者として選考された者も対象となる。

- GPA が 2.5 以上である者

- 卒業の認定に必要な単位のうち、2期末においては 40 単位以上、4期末においては 74 単位以上、6期末においては 104 単位以上を修得した者
- その他教育委員会で協議し、上限緩和者と認められた者

●CAP 制度の除外科目

以下の科目については、CAP 制度の除外科目（上限単位の 24 単位に含まない。）とする。

- 集中講義科目（休暇中に開講される科目に限る。）
- 実習科目（乗船実習を含む。）
- 演習科目
- 実験科目

3) 履修登録の変更

履修登録の変更は、原則として認めない。ただし、病気・けが等で長期欠席となるために医師の診断書を添付して履修登録取消願により申請した場合、ならびに履修登録確定後 3 週間以内に、履修登録取消願により申請した場合については、履修を取り消すことができる。ただし、認められない場合もあるので注意すること。

なお、履修登録の変更に際しては、農学系サブコースの学生は農学部教務係に、水産学系サブコースの学生は水産学部学生係に申し出ること。

4) 再履修

単位を修得した授業科目を再履修することができるが、再履修が確定した時点で、当該科目の評価は取り消される。

5) 他学部等の授業科目の履修

農学部及び水産学部以外の学部等の授業科目は、その授業を開講する学部等の定めるところにより履修することができる。履修を希望する場合には、農学系サブコースの学生は農学部教務係で、水産学系サブコースの学生は水産学部学生係で履修申請を行い、授業開講学部の許可を得ること。修得した授業科目は、自由科目となる。ただし、教育上必要と判断された場合は、この限りではない。

* 自由科目とは、卒業に必要な修得単位には含まれない科目のこと。教育免許取得のために必要な科目も自由科目に相当する。

(2) 試験及び成績の評価について(国際食料資源学特別コース履修規則第3章関係)

1) 試験

受講届を提出した授業科目について、その実際の授業時数の3分の2以上出席した場合に限り、試験を受けることができる。

科目試験は、筆記試験又は口述試験となる。ただし、演習、実験及び実習等の授業科目では、他の方法による考查をもって筆記試験又は口述試験に代えることがある。

不正行為を行ったときには、原則として、当該期の全履修科目を不合格(0点)とする等の措置をとり、懲戒することもある。不正行為に対する処置で不合格となった履修科目は、再試験を受けることができない。

追試験は原則として行わない。ただし、やむを得ない事由により受験できなかった場合又は教育上必要と判断される場合は、追試験を行うことがある。「やむを得ない」事由とは、学生が病気、忌引き、その他公的機関の証明のある事故のために試験を受けることができなかった場合である。

2) 成績の評価

成績の評価については、シラバスに記載された各授業科目の評価基準によって行う。100点満点で評価し、90点以上が「秀」、80点以上90点未満が「優」、70点以上80点未満が「良」、60点以上70点未満が「可」、60点未満が「不可」の標語をもって表される。ただし、「合格」又は「不合格」のみの評価となる授業科目もある。

評価のグレード・ポイント(GP)は、秀(A)=4点、優(B)=3点、良(C)=2点、可(D)=1点、不可(F)=0点となる。一定の期間に履修登録した授業科目の GPA(Grade Point Average)は次の方法により総合的に算出される。ただし、合格または不合格の2段階の評価の科目は GPA の算定式の対象外とする。

(学期・年間・通算)

$$GPA = \frac{4 \times n_A + 3 \times n_B + 2 \times n_C + 1 \times n_D + 0 \times n_F}{n_A + n_B + n_C + n_D + n_F}$$

注) n_A, n_B, n_C, n_D, n_F はそれぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

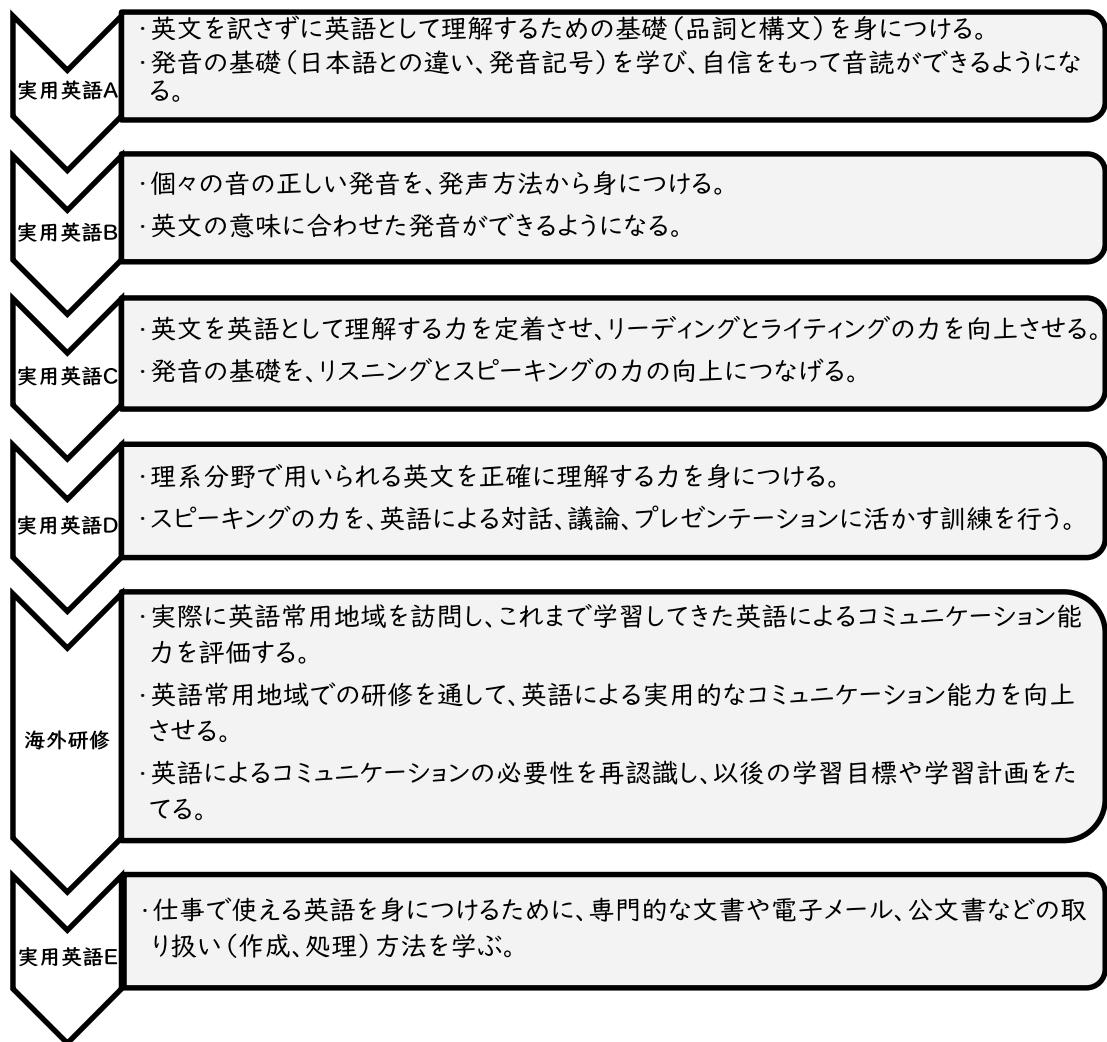
5. 英語力強化のためのカリキュラム

特別コースでは、①英語力の強化を直接的な目的とする英語科目と、②専門的知識を、英語で読み、聞き、理解し運用する能力を涵養する科目的双方を通じて、実践的な英語力を強化する。

①の英語科目は、「実用英語 A」*、「実用英語 B」、「実用英語 C」、「実用英語 D」、「海外研修」、ならびに「実用英語 E」から構成される。

それぞれの授業科目の位置づけ・概要を図5-1に示す。

図5-1 英語科目の位置づけ・概要



*「鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則」第12条の規定に基づき、実用英語技能検定に合格した者、及び TOEIC、TOEFL、IELTS、ケンブリッジ英語検定において一定の成績を収めた者は、所定の手続きに従って申請すると、本学における授業を履修したものとして単位の認定を受けることができる。詳細については、巻末の別添資料の関係規則「鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける技能審査合格者等の単位認定規則」に定めるとおり。

6. 卒業プロジェクトについて

本コースでは、4年次において「卒業プロジェクト」を必修科目として設定する。「卒業プロジェクト」では、国外で国際研修等に取り組むこともでき、主に国内で研究論文の作成に取り組むこともできる。卒業プロジェクトで取り組むテーマ・内容については、指導教員と相談しながら、決定する必要がある。

国外で国際研修等に取り組む学生は、それまでに修得した知識や技術を実際の現場で応用するため、東南アジアや南太平洋・アフリカなどの国々への短期渡航による海外農水産業の調査や研究、あるいは、国際機関での実務研修などに従事し、そこでの学びをレポートとして取りまとめる。国外での卒業プロジェクトの実施については、研究(調査)テーマに関連している協定大学や国際機関、また指導教員らが実施している研究プロジェクト等の実施機関において、受入れ先のカウンターパートの支援や協力を得ながら、取り組む。

研究論文の作成に取り組む学生は、主に国内において所属研究室での実験等を基に研究を行い、その成果を論文として取りまとめる。

卒業プロジェクトの指導を受ける学科は、4期終了時に、決定する。

5期に卒業プロジェクトの指導を受ける学科へと配属され、研究指導(実験等を含む)を開始する。(ただし、一部学科において6期となる場合がある。)

- ※ 卒業する学科は、卒業プロジェクトの指導を受けた学科となる。成績証明書等の大学が発行する各種書類には、当該学科が表示されることになる。
- ※ 農学系サブコースの学生が水産学科で指導を受けることや、水産学系サブコースの学生が農学科で指導を受けることも可能である。その場合は転学部の手続きを行う。
- ※ 研究指導を受ける教員を変更する必要が生じたときは、所定の様式により所属する学部長に願い出ること。(変更は1回限り、申請:1月10日から1月31日(土・日を除く。詳細は、農学系サブコースの学生は農学部教務係に、水産学系サブコースの学生は水産学部学生係で確認のこと。)

7. インターンシップについて

インターンシップとは、在学中に一定期間、自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業などで働き、就業体験を行うことである。

農学系でのインターンシップを希望する場合は、3年次にコース担当教員や指導教員と相談した上で、「キャリア 4:学外研修」の履修登録を行う。自ら選択した企業や試験研究機関において、実習を行い、学内での事前、事後講習も含めて、将来の社会人としての自覚を促す。

水産学系でのインターンシップは、主として3年次の夏季休暇・春季休暇のいずれかの期間中に自ら選択した協力企業または協力官公庁で実施する。手続きの詳細については、水産学部学生係に問い合わせること。

ただし、上記の農学系・水産学系の通常のインターンシップと異なり、コース担当教員が調整・実施するものもある。この場合の履修登録等の各種手続きについては各担当教員の指示に従うこと。

インターンシップの単位数は、従事期間等によって異なる。1~2単位が選択1b の単位として認められる。

8. 教育職員免許関係

農学系サブコースでは、高等学校教諭一種免許状（農業）について、水産学系サブコースでは、高等学校教諭一種免許状（水産）について、課程認定を受けている。

以下に、免許状取得に関する主な事項を示すが、高等学校教諭一種免許状（農業）については、「（農学部）履修の手引」の「10. 農学部規則等集」の「教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則」を、高等学校教諭一種免許状（水産）については、「水産学部履修の手引き」のも併せて確認すること。

※卒業時点でのサブコースが属する学部で認定を受けている免許のみ取得が可能。

（1）高等学校教諭一種免許状（農業）

高等学校教諭一種免許状（農業）取得のために必要な科目の区分と修得すべき最低単位数は表8-1のとおり。

表8-1 免許状取得のために必要な科目等と修得すべき最低単位数

免許状の種類（教科）	大学において修得することを必要とする最低単位数			
	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計単位数
高等学校教諭一種免許状（農業）	23	24	12	59

注1:基礎資格として、学士の学位を有すること（「飛び級」により大学院に進学する者は、教育職員免許法施行規則第66条の4に基づき、「免許法」上は学士と同等に扱われる）。

注2:表に示すもののに併せて、共通教育科目で開講されている「日本国憲法」2単位、「情報活用」2単位を必要とする。

注3:「教育の基礎的理解に関する科目等」は表8-2に、「教科及び教科の指導法に関する科目」は表8-3に示してある。「大学が独自に設定する科目」は、表8-3に示してある科目から選択する。

1) 教育の基礎的理解に関する科目等について

教育の基礎的理解に関する科目等は、次ページの表8-2に示すとおり。

表8-2 教育の基礎的理義に関する科目等

科目的区分	授業科目	単位数	開講学部	開講期
3欄	教育原論	2	教育	前
	教職概論	2	農学	前
	教育制度論	2	教育	前後
	教育心理学	2	教育	前後
	特別支援教育基礎論	1	教育	前後
	教育課程論	1	教育	前後
4欄	総合的な探究の時間及び特別活動の指導法	2	教育	前後
	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	教育	前後
	生徒・進路指導論	2	教育	後
	学校教育相談	2	教育	前後
5欄	教育実習	2	出身校等	前
	事前・事後指導	1	農学	前後
	教職実践演習	2	農学	後
合計(最低修得単位数)		23		

注1:科目的区分は、教育職員免許法施行規則第5条に基づく。第3欄:教育の基礎的理義に関する科目、第4欄:道徳、総合的な探究の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、第5欄:教育実践に関する科目

注2:教職実践演習(8期)を受けるためには、履修カルテの作成が必要である。履修カルテは1年次から作成する。説明会及び配布の時期は掲示板で知らせる。

注3:教育の基礎的理義に関する科目等は、卒業要件単位に含まれないので、高学年での卒業要件単位の修得に支障のないよう、できるだけ早期に履修すること。

2) 教科及び教科の指導法に関する科目について

教科及び教科の指導法に関する科目は、表8-3のとおり。

表8-3 教科及び教科の指導法に関する科目

免許状の種類	必修科目(単位)*		選択科目		合計 単位数
	授業科目名(単位)	最低 単位数		最低 単位数	
高等学校教諭一種 免許状(農業)	農業科教育法 I (2) 農業科教育法 II (2) 職業指導 (2)	6	表8-4に示す 科目	30	36

注1: *は、教育職員免許法施行規則第5条に定められた科目

注2: 表8-4に示す科目には、大学が独自に設定する科目を含む。

3) 教育実習参加資格について

教育職員免許状取得希望者は4年次に教育実習に参加することになっているが、3年次後期までに以下の条件を満たさなければ教育実習に参加できない。

1. 教育実習のための身体検査に合格した者。
2. 次に定める単位を修得している者。
 - ① 共通教育科目、専門科目合わせて73単位以上。
 - ② 教育の基礎的理解に関する科目等で「生徒・進路指導論」ならびに「学校教育相談」を含め、12単位以上。
 - ③ 教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数(必修)の5分の3以上。このうち教科教育法は必ず2単位修得しておくこと。

表8-4 教員免許「農業」に関する専門選択科目一覧表

科目名と単位	科目名と単位	科目名と単位
農村課題解決プログラム 4	熱帯作物学 I	森林経済学 I
応用動物行動学 I 1	熱帯作物学 II	森林経済学 II
応用動物行動学 II 1	地域環境システム学概論 2	森林計測学 I
害虫学 I 1	地域環境情報解析学 2	森林計測学 II
害虫学 II 1	地域計画学 I	森林政策学 I
果樹園芸学 2	地域計画学 II	森林政策学 II
家畜育種学 I 1	畜産学 I	森林保護学 2
家畜育種学 II 1	畜産学 II	品質管理システム学 I
家畜栄養学 I 1	糖質科学 2	品質管理システム学 II
家畜栄養学 II 1	動物性食品学 2	木質工学 I
家畜繁殖学 I 1	農業機械学 I	木質工学 II
家畜繁殖学 II 1	農業機械学 II	学外研修
観賞園芸学 I 1	農業経営学 I	焼酎製造学実験
観賞園芸学 II 1	農業経営学 II	食品機能科学実験
景観デザイン学 I 1	農業政策学 I	食品製造実習
景観デザイン学 II 1	農業政策学 II	食品プロセス学実習
国際森林論 2	農業と社会 2	青果保藏学実験
栽培技術論 2	農産物価格理論 I	暖地農業実習
作物学 I 1	農産物価格理論 II	地域実習
作物学 II 1	農産物マーケティング論 I	農業生産学実習
地盤環境工学 I 1	農産物マーケティング論 II	農業生産実地研修
地盤環境工学 II 1	農産物流通論 I	農場実習(集中)
醸造微生物学 2	農産物流通論 II	農場実習 I
焼酎製造学 2	農村計画学 I	農場実習 II
食品衛生学 2	農村計画学 II	農場実習 III
食品微生物学 2	農地保全学 I	発酵食品製造実習
植物育種学 2	農地保全学 II	フィールド実習
植物栄養・肥料学 I 1	フードシステム入門 I	屋久島実習
植物栄養・肥料学 II 1	フードシステム入門 II	科学基礎演習
植物生産学応用実験 2	フォレスター総合実習	食品生化学実験
食料安全生産論 2	分子食品学 2	食品分析化学実験
食料経済学 I 1	ポストハーベスト生化学 I	森林計測学実習
食料経済学 II 1	ポストハーベスト生化学 II	森林政策学演習
食料生命科学序論 2	有機畜産論 I	森林生態学実習
飼料化学 I 1	有機畜産論 II	木質工学実習
飼料化学 II 1	育林学 2	
飼料資源化学概論 I 1	応用植物科学概論 2	
飼料資源化学概論 II 1	基礎統計学 I	
森林基礎実習 I 1	基礎統計学 II	
森林基礎実習 II 1	植物性食品学 2	
青果保藏学 I 1	植物生理学 2	
青果保藏学 II 1	食品化学 2	
生物的防除論 I 1	森林キャリアデザイン 2	
生物的防除論 II 1	森林科学概論 2	
蔬菜園芸学 2		

注:上記の科目は、農学部で開講されている。

(2) 高等学校教諭一種免許状(水産)

高等学校教諭一種免許状(水産)取得のために必要な科目的区分と修得すべき最低単位数は表8-5のとおり。

表8-5 免許取得のための基礎資格と必要な単位数

免許状の種類(教科)	基礎資格	免許状の授与を受けるために必要な文部科学省で定める科目的単位数 ^{*1}	大学において修得することを必要とする最低修得単位数 ^{*2}		
			教科及び教職に関する科目		
			教科及び教科の指導法に関する科目 ^{*4}	教育の基礎的理解に関する科目等 ^{*3}	大学が独自に設定する科目 ^{*5}
高等学校教諭一種免許状(水産)	学士の学位を有すること	8	24	23	12

*1 教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定められた単位

「日本国憲法」(日本国憲法)2単位、「体育」(体育・健康科学理論／体育・健康科学実習)2単位、「外国語コミュニケーション」(英語 IA、IB、IIB)2単位、「情報機器の操作」(情報活用)2単位である。本学では()内の科目が該当する。

*2 教育職員免許法別表第一に定められた単位。詳細は、表8-6から表8-8に示す。

*3 表8-6を参照のこと。

*4*5 表8-7及び表8-8を参照のこと。

I) 教育の基礎的理解に関する科目等について

教育の基礎的理解に関する科目等は、次ページの表8-6に示すとおり。

表8-6 教育の基礎的理解に関する科目等

		本学における該当授業科目			最低修得単位数
		開設授業科目	単位	開設学部	
第三欄	教育の基礎的理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2 教育学部	2
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2 水産学部	2
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2 教育学部	2
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2 教育学部	2
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育基礎論	1 教育学部	1
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	1 教育学部	1
第四欄	道徳、総合的な探究の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的探究の時間の指導法	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2 教育学部	2
		・特別活動の指導法			
		・教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2 教育学部	2
		・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		・生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2 教育学部	2
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	学校教育相談	2 教育学部	2
第五欄	教育実習に関する科目	・教育実習	教育実習(高校)	2 実習校	2
			事前・事後指導	1 水産学部	1
		・教職実践演習	教職実践演習	2 水産学部	2
合計最低単位数					23

2) 教科及び教科の指導法に関する科目について

教科及び教科の指導法に関する科目は、表8-7のとおり。

なお、表8-5に示す最低修得単位数を越えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」に関する単位数は、表8-5の「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てる。

表8-7 教科及び教科の指導法に関する科目及び必要単位数

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める教科及び教科の指導法に関する科目	最低修得単位数
高等学校教諭一種免許状 (水産)	水産の関係科目	30
	職業指導	2
	各教科の指導法	4
	計	36

表8-8 教科及び教科の指導法に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	本学部における該当授業科目		本学部における該当授業科目	
	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数
水産に関する専門的事項	●水産学概論	1	電波測器学	2
	水産資源科学	2	船舶運用学	2
	食品生命科学	2	海事法規論	2
	水産経済学	2	日本水産業概論	2
	水圏環境保全科学	2	世界の食料問題と持続的開発	2
	水産業と倫理	2	水産制度論	2
	魚類学	2	水産流通論	2
	魚病学	2	水産地域論	2
	水圏生物学実験 I	2	漁家経営論	2
	水産資源生物学	2	養殖経済論	2
	水産基礎数学演習	2	水産企業論	2
	基礎水産資源学	2	水産マーケティング論	2
	水産資源解析学	2	水産商品学	2
	魚類栄養学	2	フードビジネス論	2
	増養殖学実験基礎	2	水産政策論	2
	増養殖学実験	2	水産加工経済論	2
	漁業管理学	2	水産経済調査実習 I	2
	種苗生産学	2	水産経済調査実習 II	2
	応用藻類学	2	水産総合乗船実習	3
	生体防御学	2	水産資源科学乗船実習 I	1
	増養殖学実習	2	水産資源科学乗船実習 II	1
	水産食品加工・保蔵学	2	亜熱帯域水産調査乗船実習	1
	先進資源利用科学	2	公海域水産乗船実習	6

	食品工学実験・実習 水産食品製造学実習 食品工学 応用微生物学 プログラミング演習 船舶環境衛生学 漁具漁法学	2 2 2 2 2 2 2	航海技術乗船実習Ⅰ 航海技術乗船実習Ⅱ 航海技術乗船実習Ⅲ 鹿児島水産学 水産統計学演習 ●職業指導	4 4 1 2 2 2
各教科の指導法	●水産科教育法Ⅰ	2	●水産科教育法Ⅱ	2

注: ●印は必修

3) 教育実習について

教育実習に関して、次のとおりに定められている。

1. 教育実習は、4年次前期または後期に実習校で行う。出身校または実習協力校（鹿児島県立鹿児島水産高等学校）に依頼するが、やむを得ない事情があると認められる場合は、実習協力校で行う。
2. 実習協力校に人数の制限がある場合は、水産教員養成プログラムの学生を優先する。
3. 教育実習の単位は、2週間で2単位とする。
4. 3年次終了までに次の条件を満たさない場合は教育実習に参加できない。
 - ①「日本国憲法」「体育・健康科学理論」「体育・健康科学実習」「英語 IA」「英語 IB」「英語 IIB」「情報活用」を修得していること。
 - ② 共通教育科目、専門教育科目を合わせて73単位以上を修得していること。
 - ③ 教科に関する科目の最低修得単位数の5分の3以上を修得していること。
 - ④ 教育の基礎的理解に関する科目を14単位以上修得していること。
5. 教育実習に参加するためには、3年次前期に実習校へ予約する必要がある。

4) 教育実践演習について

教育実践演習は、教職課程の総まとめの科目であることから、以下の条件を満たす者のみ履修できる。

1. 該当科目的履修期において、教育実習を含め、教員免許状取得の所要単位を修得または修得見込みであること。
2. 教職課程履修カルテを作成し、各年次で履修状況や知識技能の獲得状況の確認を得ていること。

別添資料

関係規則

○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則	34
○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける 技能審査合格者等の単位認定規則	39
○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける 早期卒業認定細則	40
○ 鹿児島大学農学部及び大学院農学研究科における学生の成績等開示請求 及び異議申立てに関する規則	41
○ 鹿児島大学水産学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに關す る取扱要項	43

※ 「関係規則」における各種様式は省略しているため、必要の際は、農学部教務係または水産学部学生
係にて適宜取得すること。

別添資料 I 関係規則

○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則

平成 27 年 4 月 1 日

農規則第 11 号／水規則第 3 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成 16 年規則第 86 号。以下「学則」という。）第 37 条の 3 第 2 項に基づき、農学部と水産学部が連携して開設する鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース（以下「特別コース」という。）の教育に関し、学則及びその他諸規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別コースは、東南アジア・南太平洋・アフリカを中心とした国際社会を対象として、食料資源の持続的生産とその合理的利用の分野の専門知識を修得し豊かな世界観と倫理観を備え、グローバル化する産業社会に参画し、国際社会に貢献できる進取の精神を持った人材を育成することを目的とする。

(サブコース及び学籍)

第3条 特別コースに、農学系サブコース及び水産学系サブコースを置く。

2 前項の農学系サブコースの学生は農学部に、水産学系サブコースの学生は水産学部に学籍を置く。

(卒業プロジェクトに係る指導を受ける学科の決定)

第4条 特別コースの学生（以下「学生」という。）は、第4期終了時に、卒業プロジェクトに係る指導を受ける学科を農学部及び水産学部の学科のいずれかから選定して志望する。

2 卒業プロジェクトに係る指導を受ける学科は、前項の志望に基づき、総合判定により特別コースで選考の上、許可する。

(学期)

第5条 特別コースの学期は、学則第 24 条の規定により、1 年次前期を第 1 期とし、4 年次後期を第 8 期とする第 1 期から第 8 期までの区分で表す。

(進級)

第5条の 2 学生は、第 6 期終了時に卒業に要する共通教育科目と専門教育科目（いずれも卒業要件と認められる単位数を超えた分は除く。）の合計 100 単位以上を修得していない場合は、4 年次に進級することはできない。

第2章 授業

(授業科目の編成方法)

第6条 特別コースの教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて編成する。

2 特別コースの授業科目は、次に掲げるとおりに区分する。

(1) 共通教育科目

(2) 専門教育科目

(3) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める教職に関する科目（以下「教職科目」という。）

3 共通教育科目の履修方法は、鹿児島大学共通教育科目履修規則（平成 16 年規則第 115 号。以下「共通教育科目履修規則」という。）の定めるところによるものとする。

4 専門教育科目の履修方法は、特別コース履修の手引に定める卒業要件単位数表及び履修課程表に示すとおりとする。

5 教育職員免許状取得のために必要な単位の修得方法は、特別コース履修の手引に従うものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、学則第 40 条第 1 項の規定により次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合について
は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業プロジェクトについては、学修の成果を評価して6単位とする。

(履修科目的届出)

第8条 学生は、特別コースの指定する期間内に、受講届により履修する授業科目を登録しなければならない。

2 履修登録の変更は、定められた履修登録変更期間を除き、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する場合は履修登録を取り消すことができる。

(1) 病気・けが等による長期欠席のため、医師の診断書を添付して履修登録取消願により申請した場合

(2) 履修登録確定後3週間以内に、履修登録取消願により申請した場合

3 前項の規定にかかわらず、集中講義科目及び乗船実習科目については、特別コース履修の手引に定める。

4 履修又は再履修の登録をしていない授業科目については、受講できない。

5 単位を修得した授業科目を再履修することができる。なお、この項の規定による再履修が確定した時点で、当該科目の評価は取り消されるものとする。

6 人数制限がある科目については、単位を修得できなかった授業科目の再履修及び履修課程表に定める年次に履修する学生の履修を優先する。

7 乗船実習については、時間割上同じ時間帯にある授業科目と重複して履修することができる。

(履修科目登録の上限)

第9条 学生が各学期に履修登録できる授業科目の単位数は、24単位を限度（以下「上限単位」という。）とする。ただし、早期卒業の候補者として認められた学生及び上限単位を緩和させる学生は、この限りではない。

2 前項の上限単位には、農学系サブコースの学生に関しては、集中講義科目の単位数、水産学系サブコースの学生に関しては、集中講義科目（休暇中に開講される科目に限る。）、実習科目（乗船実習を含む。）、演習科目及び実験科目の単位数は含まないものとする。

3 第1項の早期卒業候補者の認定及び上限単位を緩和させる学生に関し必要な事項は、別に定める。

(他の学部等の授業科目的履修)

第10条 学生は、農学部及び水産学部以外の学部等の授業科目を、当該授業を開講する学部等の定めるところにより履修することができる。

2 前項により履修する場合は、あらかじめ特別コース長等を経て、当該学部長等の許可を受けるものとする。

3 前2項により修得した授業科目は、自由科目とする。ただし、教育上必要と判断された場合は、この限りでない。

(他大学等における授業科目的履修等の取扱い)

第11条 学則第45条第1項から第3項までの規定により、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）で履修した授業科目について修得した単位は、特別コースにおける授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第45条第4項の規定により、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、特別コースにおける授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

3 他大学等における授業科目的履修等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第12条 学則第46条第1項の規定により、学生が特別コースに入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位は、入学した後の特別コースにおける授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第46条第2項の規定により、学生が特別コースに入学する前に行った前条第2項に規定する学修は、特別コースにおける授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、特別コースにおいて修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位の認定方法等に関し必要な事項は、別に規則に定める。

(技能審査合格者等の単位認定)

第12条の2 特別コースが認定した技能審査等に合格又は一定の成績を修めた学生について、教育上有益と認めるときは、当該技能審査等の成果を特別コースにおける授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定による単位認定は、本学の他規則に基づく共通教育科目及び専門科目等の単位認定を妨げない。

3 単位の認定方法等に関し必要な事項は、別に規則に定める。

(教育職員免許)

第13条 学生で、教育職員免許状を受ける資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりである。

サブコース	学科	免許状の種類	免許教科
農学系	農学科	高等学校教諭一種免許状	農業
水産学系	水産学科	高等学校教諭一種免許状	水産

第3章 試験及び成績の評価

(試験の時期)

第14条 試験は、学期又は学年の終わりに行う。ただし、必要があるときは臨時に行うことがある。

(受験資格)

第15条 学生は、受講届を提出した授業科目について、その実際の授業時数の3分の2以上出席した場合に限り、試験を受けることができる。

(試験の方法)

第16条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験は、筆記試験又は口述試験とする。ただし、演習、実験及び実習等の授業科目では、他の方法による考査をもって筆記試験又は口述試験に代えることがある。

3 論文試験は、所定の卒業要件単位を修得し、教員の承認を得た課題につき研究指導を受けた学生に対して行い、当該学生がその成果をまとめて提出した卒業論文を審査することによってその成績を判定するものとする。

(成績の評価)

第17条 履修した授業科目の成績は100点満点で評価し、60点以上を合格とする。

2 前項の規定による成績の評価については、シラバスに記載された各授業科目の評価基準によって行う。

3 授業科目の成績は、秀(90点以上)、優(80点以上、90点未満)、良(70点以上、80点未満)、可(60点以上、70点未満)又は不可(60点未満)の評語をもって表す。

4 前項の規定にかかわらず、成績は、合格又は不合格で表すことがある。

5 GP及びGPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

(追試験及び再試験)

第18条 追試験は、原則として行わない。ただし、学生がやむを得ない事由により受験できなかった場合又は教育上必要と判断される場合は、追試験を行うことがある。

2 再試験は、原則として行わない。ただし、教育上必要と判断された場合は、再試験を行うことがある。

3 前項の規定により再試験を行う場合の評価は、可(60点)又は不可とする。

(成績発表)

第19条 前2条の規定により、単位を付与された授業科目については、学期ごとに成績を発表する。ただし、2期以上にまたがる科目については最終学期に発表することもある

(不正行為の処置)

第20条 試験の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該学期の全履修科目を不合格(0点)とする等の措置をとる。

2 前項の不正行為を行った者については、学則第60条の規定により懲戒することがある。

3 第1項の不正行為に対する処置で不合格となった履修科目は、再試験を受けることができない。

(開示請求及び異議申立て)

第 21 条 学生は、成績等の開示請求及び成績等に関する異議申立てを行うことができる。

2 前項の異議申立ては、農学系サブコースの学生に関しては、鹿児島大学農学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則(平成22年農規則第2号)に、水産学系サブコースの学生に関しては、鹿児島大学水産学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する取扱要項(平成 27 年4月1日水産学部長裁定)に基づき行うものとする。

第4章 卒業

(卒業の認定)

第 22 条 学生で、次の条件をすべて満たした者は、農学部又は水産学部の教授会の意見を聴いて卒業者と認定することができる。

- (1) 大学に通算4年以上在学した者
- (2) 共通教育科目履修規則に定める所定の授業科目及び単位数を修得した者
- (3) 特別コースが定める教育課程の所定の専門教育科目の授業科目及び単位数を修得した者

(学位)

第 23 条 卒業者には、農学系サブコースの学生にあっては学士(農学)、水産学系サブコースの学生にあっては学士(水産学)の学位を授与する。

(早期卒業)

第 24 条 第 22 条の規定にかかわらず、特別コースに3年以上在学し、所定の単位数を優秀な成績で修得したと認められる者は、農学部又は水産学部の教授会の意見を聴いて卒業者と認定することができる。

2 前項の早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 転コース、転学科、転学部及び転入学

(転コース、転学科、転学部及び転入学)

第 25 条 学生で、所属する学部の特別コース以外の課程に転することを志願する者があるときは、所属する学部の教授会の意見を聴いて許可することがある。

- 2 学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、特別コースで選考の上、受入学部の教授会の意見を聴いて許可することがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項により学部を転ずる場合は、当該規定に基づく許可をもって転学部の許可とみなし、第4期終了時に学部を転ずるものとする。
- 4 農学部又は水産学部の特別コース以外の課程の学生で、特別コースに転することを志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、受入学部の教授会の意見を聴いて許可することがある。
- 5 他学部の学生で特別コースに転することを志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、特別コースで選考の上、受入学部の教授会の意見を聴いて許可することがある。
- 6 他の大学の学生で特別コースに転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、特別コースで選考の上、受入学部の教授会の意見を聴いて許可することがある。
- 7 前2項により転学部又は転入学した場合の在学期間は、転学部又は転入学後の修業期間の2倍を超えることはできない。

第6章 再入学

(再入学)

第 26 条 学則第 34 条第2項の規定により、特別コースに再入学を志願する者があるときは、特別コースで選考の上、退学前に所属していた学部の教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により再入学を許可された学生は、退学前に所属したサブコースに所属するものとし、入学の時期は原

則として学年の始めとする。

- 3 在学期間は、再入学後と退学前の在学期間を通算し、修得すべき単位数は、再入学後と退学前の修得単位数と通算する。
- 4 前項の在学期間は、修業期間の2倍を超えることはできない。
- 5 再入学を志願する学生は、再入学の時点で退学後4年を超えていないこととする。
- 6 特別コースを除籍された者には、前各項の規定を準用する。

(省略)

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日の前日において、在学する学生は、改正後の第9条、第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける
技能審査合格者等の単位認定規則

平成 28 年 4 月 1 日
農規則第 37 号／水規則第 11 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則(平成 27 年農規則第 11 号／水規則第3号)第12条の2第3項の規定に基づき、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース(以下「特別コース」という。)における技能審査合格者等の単位認定について、必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 単位が認定できる技能審査等は、次のとおりとする。

技能審査等の名称	級位又は得点	認定科目
実用英語技能検定(英検従来型)	2級、準1級、1級	実用英語A
実用英語技能検定 (英検 CBT 及び英検 S-CBT)	2級、準1級、1級	実用英語A
TOEIC L&R 及び TOEIC S&W (TOEIC L&R に関して、IP テストを含む。) ※4技能(聞く、話す、読む、書く)試験	1095 点～ L&R 785 点～ S&W 310 点～	実用英語A
TOEFL (iBT)	トータルスコア 72 点～ 各セクションスコア 17 点以上	実用英語A
IELTS	オーバーオール・バンドスコア 5.5～ 各パート 5.5 点以上	実用英語A
ケンブリッジ英語検定	CAE(180-199 点) FCA(160-179 点)	実用英語A

(申請)

第3条 単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書に検定試験合格証書等の必要書類を添えて特別コース長に提出しなければならない。

- 2 申請は、同一の級位又は得点について1回限りとする。ただし、本学の他規則に基づく申請はこの限りではない。前項に基づく申請は共通教育科目及び特別コース以外の専門科目に関する技能審査等による単位認定を妨げない。
- 3 技能審査の資格又は成績は、資格取得日等から2年を経過しないものを有効とする。
- 4 実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL 若しくは IELTS で得た資格又は成績を同時に複数利用することはできない。
- 5 申請期間は、原則として前期は4月1日から4月20日まで、後期は10月1日から10月20日までとする。

(単位認定)

第4条 単位の認定は、特別コース運営委員会で行う。

- 2 単位を認定された者の成績は、「認定」とする。
- 3 認定の結果は、通知する。

(省略)

附 則

この規則は、令和3年2月17日から施行する。

鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コースにおける早期卒業認定細則

平成31年2月20日

農細則第1号／水細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則(平成27年農規則第11号／水規則第3号。以下「履修規則」という。)第24条第2項の規定に基づき、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース(以下「本コース」という。)の学生の早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「早期卒業の適用」とは、早期卒業のための事前資格審査に合格し、早期卒業に必要な科目履修を許可することをいう。

(早期卒業の適用要件)

第3条 本コースにおける早期卒業の適用を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 修得単位数:2年次までに開講されている必修科目の全てを含めて、卒業要件科目の単位を100単位以上修得していること。

(2) 成績評価:修得した卒業要件科目のGPAが3.5以上で、かつ、修得した卒業要件科目の単位数に占める「優」以上の単位の割合が95%以上であること。この場合において、授業科目の成績の判定が合否又は認定の場合、当該科目はGPA算出等に用いる修得した卒業要件科目から除くものとする。

(早期卒業の適用の申請)

第4条 前条の要件を満たして早期卒業の適用を希望する学生は、所定の期日までに所属する学部の学部長にその旨を願い出なければならない。

(早期卒業の適用の認定)

第5条 早期卒業の適用の認定は、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース運営委員会の議を経て、学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて学部長が行う。

(卒業プロジェクトの指導を受ける学科の決定)

第6条 前条により認定された者は、履修規則第4条の卒業プロジェクトの指導を受ける学科を決定する。

2 前項により決定された学科が当該学生が所属する学部と異なる場合は、履修規則第25条第3項の規定にかかわらず、第4期終了時に学部を転ずるものとする。

(学習指導)

第7条 早期卒業の適用を受けた学生の所属学科は、当該学生に対して、早期卒業に関する適切な学習指導を行うものとする。

(早期卒業の申請及び判定)

第8条 早期卒業を希望する者は、早期卒業希望願(別記様式)により、所定の期日までに学部長にその旨を願い出なければならない。

2 学部長は、前項の規定による申出があったときは、教授会において審査し、適否を判定しなければならない。

3 早期卒業は、本コースの卒業要件を全て満たし、かつ第3条第1項第2号の基準を満たしている者に対して認めるものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、早期卒業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在学する者については、なお従前の例による。

○ 鹿児島大学農学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

平成 22 年 2 月 17 日

農規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針(平成 22 年 1 月 7 日教育研究評議会決定)に基づき、鹿児島大学農学部(以下「本学部」という。)における学生の成績等開示請求及び異議申立て(共通教育科目等に係るものを除く。)に関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織として、教務委員会を置く。

(開示請求)

第3条 本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価、進級判定及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題及び答案とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則(平成 16 年規則第 131 号)に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

3 開示請求の受付期間は、成績発表、進級判定及び卒業判定結果の公示日(以下「公示日」という。)から起算して原則として 7 日以内とする。ただし、異議申立て又は再異議申立て(以下「異議申立て等」という。)を行った後に開示請求を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書(別記様式第1号)を学部長に提出しなければならない。

5 学部長は、開示請求日から起算して、原則として、10 日以内に、開示請求に対する回答書(別記様式第2号)により、回答を行うものとする。ただし、10 日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、学部長等は、その状況を、教育担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本学部の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ての受付期間は、公示日から起算して原則として 7 日以内とする。ただし、開示請求を行った後に異議申立てを行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7 日以内とする。

5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立て書・再異議申立て書(別記様式第3号)を学部長に提出しなければならない。

6 学部長は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7 日以内に、異議申立てに対する回答書(別記様式第4号)により、回答を行うものとする。

7 学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7 日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長(以下「学長等」という。)に報告し、対応について協議するものとする。

(調査及び調査結果報告等)

第5条 学部長は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

2 前項の調査等は、その開始日から、原則として 1 月以内に終了するものとし、調査終了後、学部長等は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。

3 学部長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。

4 学部長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報

告するものとする。

5 学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

(休日等の取扱い)

第6条 この規則に定める各期限の到来日が国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号)第13条及び第31条第1項第17号に基づく休日又は休業日に当たる場合は、当該日の直後の休日又は休業日でない日とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日から引き続き大学院農学研究科に在学する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

○ 鹿児島大学水産学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する取扱要項

平成27年4月1日

学部長裁定

(趣旨)

第1 鹿児島大学水産学部(以下「本学部」という。)における学生の成績等開示請求及び異議申立て(共通教育科目等に係るものと除く。)については、全学的指針(平成22年1月7日教育研究評議会決定)、鹿児島大学水産学部履修規則(平成16年水規則第9号)及び鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース履修規則(平成27年農規則第11号/水規則第3号)に定めるもののほか、この要項に定める。

(開示請求)

第2 開示請求の対象は、請求を行った学生の成績評価、進級判定及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則(平成16年規則第131号)に定める保存期間を満了したものと除く。

- 2 開示請求の受付期間は、成績及び判定結果の発表日から起算して、原則として、7日以内とする。
- 3 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書(別記様式第1号)を学部長に提出しなければならない。
- 4 学部長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書(別記様式第2号)により、回答を行うものとする。

(異議申立て)

第3 異議申立ての対象は、第2の開示結果又は教学上の判定に係る不服とする。

- 2 異議申立ての受付期間は、第2の回答を受理した日又は成績発表日から起算して、原則として、7日以内とする。ただし、進級判定及び卒業判定に係るものについての受付期間は、判定結果の発表日から起算して、原則として、7日以内とする。
- 3 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。
- 4 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書(別記様式第3号)を学部長に提出しなければならない。
- 5 学部長は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立て・再異議申立てに対する回答書(別記様式第4号)により、回答を行うものとする。

(対応組織)

第4 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対する対応は、教育委員会が行う。

(休日等の取扱い)

第5 この要項に定める各期限の到来日が国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号)第13条及び第31条第1項第17号に基づく休日又は休業日に当たる場合は、当該日の直後の休日又は休業日でない日とする。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定めることができる。

(省略)

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。